

宅建にいがた

題字は元新潟県知事 君 健男氏

2022.5.15 第362号 (毎月15日発行)

由行 好風 徑子

奈良薬師寺元管主 高田好風師記念の書

新潟県ホームページに空き家対策啓発動画公開！

新潟県より本会へ撮影協力依頼があった、空き家対策啓発動画が公開されました。この動画は、空き家問題の広範多岐に渡る課題について、県民へ周知啓発を図るために作成されました。是非ご覧いただき、広くご周知くださいますようお願いいたします。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/akiya-douga.html>



新潟県ホームページ「空き家が気になったらみる動画」に出演している清水提携業務委員長と小林副委員長

令和4年度新潟県地価調査事業に関する協力について

— 新潟県土木部用地・土地利用課 —

地価調査における鑑定評価は、県が指名した不動産鑑定士（以下「鑑定評価員」という。）が行いますが、鑑定評価を行うに当たっては、関連資料の収集、分析等が不可欠です。

このため、鑑定評価員が不動産の取引事例等についての情報収集を目的として、会員皆様の事務所にお伺いする場合があります。その際には、鑑定評価員が行う諸資料の収集及び的確な情報の入手等についてご協力くださいますようお願いいたします。

民間賃貸住宅に居住する高齢者の見守りに関する覚書にもとづく対応実績の報告について

— 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課 —

平成19年10月に新潟県と本会との間で、全国に先駆けて締結しました標記覚書については、平成25年度から対応実績を取りまとめ、新潟県に報告することになっております。つきましては、会員皆様より次の内容についてお知らせいただきたくお願いいたします。

1. 報告内容

(1) 会員皆様が市町村への連絡によらず対応した件数

※覚書では市町村への連絡が基本となっていますが、緊急的又は簡易なもの（病院等を斡旋、親族へ連絡、救急車要請、簡易な手当等）として直接対応した場合

(2) 上記(1)のうち、住民等の生命・身体の高齢者の危険を回避できた事例

2. 報告時期 報告につきましては、対応後随時お知らせください。

3. 報告様式 所定の用紙がございますので、本部事務局（担当：石川）迄ご連絡をお願いいたします。 電話：025（247）1177

『宅建にいがた』には重要な情報が掲載されていますようお願いいたします。

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正について

— 新潟県福祉保健部 —

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則第4条第1項第1号において、「住民基本台帳法に規定する住民基本台帳カード」の記載を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カード」に改正したことが公布されましたのでご案内いたします。

日本郵便株式会社とみまもりサービスの業務提携について

— (一財) ハトマーク支援機構 —

この度、日本郵便株式会社と、みまもりサービス（みまもり訪問サービス・みまもり電話サービス・駆けつけサービス）の提供に関して新たに業務提携することになりました。

以下の主なサービス内容が会員価格で利用できる等のメリットがございます。

【みまもり訪問サービス】

- ・月に1回30分程度、郵便局職員が利用者のお宅へ直接訪問するサービス。会話を通じて生活状況を確認し、報告先（3か所まで）へメールまたは郵送でご連絡。
- ・報告先には、貸主や管理会社を指定することも可能です。

【みまもり電話サービス】

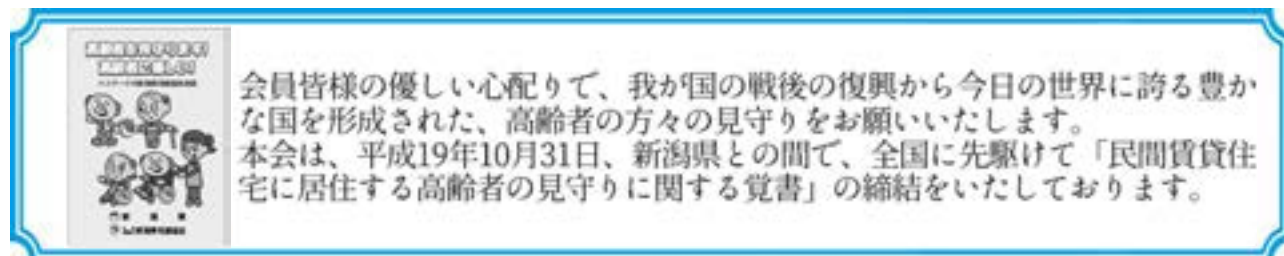
- ・毎日ご指定の時間帯に自動音声電話を掛けるサービス。
- ・電話機のボタンで体調について回答いただき、回答結果を指定の報告先（4か所まで）にメールで連絡。

【駆けつけサービス】

- ・もしもの時には、ご家族からのご要請に応じて警備会社が利用者宅に駆けつけます。

◆詳細につきましては、ハトマーク支援機構のホームページからご覧ください。

URL:<https://member.zentaku.or.jp/content/sienkikou/ichiran/outline39/>



改正「不動産の表示に関する公正競争規約・同施行規則」について

— (公社) 首都圏不動産公正取引協議会 —

かねてより改正作業を行っていた不動産の表示に関する公正競争規約は2022年2月21日に公正取引委員会と消費者庁の認定を受け、また、同規約施行規則も2月18日に変更の承認を受け、いずれも同年9月1日に施行されることとなりましたのでお知らせします。

規約改正の新旧対照表は協議会ホームページに掲載されております。

(<https://www.sfkoutori.or.jp/>) or (<https://www.rftc.jp/koseikyosokiyaku/>)

(一社) 全国賃貸不動産管理業協会 新規会員募集！

— (一社) 全宅管理 —

全宅管理では「賃貸不動産管理業」を単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。また業の確立に向けた研究・提言等により会員皆様の業務をサポートします。

◆詳細は、全宅管理ホームページをご覧ください。 <http://www.chinkan.jp/>



国土交通省による各種周知依頼について

— （公社）全宅連 —

国土交通省より各種制度に係る周知依頼が次のとおりございましたので、ご案内申し上げます。

◇改正個人情報保護法に基づく対応について

改正個人情報保護法では、漏えい事案が発生した場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務となりました。

◇取引時確認の本人確認書類としての国民年金手帳の取扱い及び実質的支配者情報一覧の写しの取扱いについて

犯罪収益移転防止法施行規則の一部が改正され、国民年金手帳は本人確認書類から削除されることとなりましたが、当分の間は現に交付されている国民年金手帳を本人確認書類とみなすこととされました。

◇木造の屋外階段等の防腐蚀措置等ガイドライン事例集の公表について

「木造の屋外階段等の防腐蚀措置等ガイドライン事例集—防腐蚀措置等及び維持管理に関する具体事例及び解説—」がとりまとめられました。

◇グリーン住宅ポイント制度における完了報告期限の延長について

令和4年4月11日時点で本制度を利用している方で、資材・設備の供給遅延や労務の遅れの影響により、令和4年5月31日までの完了報告が難しいことについて期限延長後の完了報告時に申告があった場合を対象として、完了報告期限が延長されることとなりました。

※詳細な資料が必要な方はお手数ですが、本部事務局迄、ご連絡をお願いいたします。

民間賃貸住宅に関する相談対応事例集（再改訂版）について

— 国土交通省 —

国土交通省では、平成23年3月に、民間賃貸住宅の賃貸借関係紛争にかかる相談者等が相談を実施する際に活用できる事例等の小冊子として「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集」を作成し、公表しております。この度当該事例集について、令和2年4月から施行された改正民法の内容や民間賃貸住宅の賃貸借実務における近年の動き等を反映する改訂を行いましたのでご案内いたします。

「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集」について（国土交通省のHP）をご覧ください。
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000117.html

第1回理事会・幹事会（4月25日開催）のご報告

令和4年4月25日（月）、理事会・幹事会を開催し、次のように決議したのでお知らせいたします。

【審議事項】

1. 入退会について

本店6社、支店1社の入会が認められました。

■入会者

令和3年度

支部名	免許番号	商号又は名称	免許申請者	事務所所在地	本・支店
上越	(1)5609	杉山建設(株)	杉山 成雄	上越市中通町5-7	本店
新津	(1)5608	(株)馬場工務所	馬場 一也	新潟市秋葉区新津本町2-1-28	本店
上越	(1)5611	(株)NECKTIE	丸山 智史	上越市春日山町1-24-46 コーポ瑞101	本店
新潟	(1)5614	(株)リノベホーム	安藤 良介	新潟市西区松美台8-40	本店

本店4社

令和4年度

支部名	免許番号	商号又は名称	免許申請者	事務所所在地	本・支店
新潟	(2)5224	㈱あすなろ不動産 新潟支店	志村 英樹	新潟市中央区紫竹山1-2-11 丸山興産ビル1F	支店
長岡	(1)5613	㈱ワンズライフ	小黑 浩昭	長岡市与板町本与板84-5	本店
長岡	(1)5618	㈱小室建設	小室 功	長岡市新町2-1-9	本店

本店2社・支店1社

2. 上越市まちなか居住推進事業の運用等に関する協定書について（追認）

上越市と本会が「上越市まちなか居住推進事業（空き家マッチング制度）の運用等に関する協定書」を締結することが追認されました。

3. 令和4年度定時総会資料について

原案どおり、可決承認されました。詳細は5月中旬に送付された総会資料でご確認ください。

4. 役員賠償責任保険加入にあたっての理事会決議について

理事を被保険者とする保険契約では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第118条3により理事会決議が必要なため、審議し承認されました。

5. 一般社団法人新潟県宅建サポートセンター(仮称)の定款(案)と法人の設立準備について

継続審議となりました。

6. 新規開業者の入会促進策の継続について

本会への入会促進策である、㈱ピーシーコネクト社の「間取りソフト」の無償提供について審議した結果、継続して実施することになり、協会負担については従量制の案が多数で可決承認されました。

7. その他

なし。



発行所 公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会新潟本部

〒950-0084

新潟市中央区明石1-3-10 新潟県宅建会館

電話

025-247-1177

ホームページアドレス

<https://niigata-takken.or.jp>

Eメール

takken@niigata-takken.or.jp

発行人 河端 信雄

編集人 廣川 正通

ホームページ来訪者

4月1日～4月30日迄

7,654名

1日平均255名